



問い合わせ  
市市民課 医療給付係  
☎27-8450

## 子どもへの医療費給付を拡充します

総合的な子育て支援のため、子どもに対する医療費給付事業の内容拡充、対象年齢の拡大をします。

### 8月1日から中学生への給付方法が変わります

これまで、中学生の医療費は償還払い方式（医療機関の窓口で医療費を一旦支払い、申請により後日振り込まれる）で助成していましたが、8月1日以降は未就学児・小学生と同じ現物給付方式に変わります。これにより、岩手県内の医療機関などを受診した場合の窓口負担の上限は、受給者証に記載されている自己負担額までとなります。また、従来の医療費助成申請書の提出も不要となります。

※自己負担額は1医療機関あたり外来は月1,500円、入院は月5,000円まで。また、保護者が住民税非課税の場合は自己負担額なし

※7月下旬に郵送する受給者証を必ず医療機関に提示してください。県外受診や受給者証の提示がない場合は、今までどおり申請による償還払いとなります

### 8月1日から未就学児の自己負担額を無償化します

これまで、3歳を超えた受給者は、保護者の住民税の課税状況により自己負担額が発生する場合があります。8月1日以降は、未就学児の保険診療にかかる医療費が無料になります（必ず、医療機関などの窓口で受給者証を提示してください）。

### 10月1日から高校生年齢帯まで対象年齢を拡大します

従来の医療費給付は中学生までを対象としていましたが、10月1日以降は次のとおり対象を拡大します（高校に就学しているかは問いません）。

#### 対象者

釜石市に住所を有し、18歳に達する日以後最初の3月31日までにある人  
※生活保護受給世帯は対象になりません  
※保護者の前年の所得額により対象とならない場合があります

#### 給付内容

1医療機関あたり、外来は月1,500円、入院は5,000円の自己負担額があります。医療機関などで支払った一部負担金額が、この自己負担額を超過した場合、超過分を後日給付（約3カ月後に振り込みとなる償還払い方式）します。  
※保護者が住民税非課税の場合、自己負担額はありません

#### 申請方法

申請書を市市民課医療給付係または各地区生活応援センターへ持参するか、同封の返信用封筒で郵送してください。申請書は対象者へ6月下旬に郵送しました。

#### 申請期限

8月14日(金)  
※期限を過ぎても受け付けますが、提出が遅れた場合、10月から受給できないことがあります

#### 子どもの笑顔

小佐野保育園 園長

佐々木 幾子

新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言は解除され、緩和されてきていますが、気を抜くことが出来ない状況が続いています。このような状況の中ですが、「先生おはようございます。」と元気に登園して来る子どもたちの笑顔、笑い声に癒されています。緊急事態宣言中は、保護者の皆さんにも家庭保育に協力していただき、感謝いたします。今、仕事や生活の事で、大変な思いをしている人もいます。早く終息し、いつも通りの生活が戻ってくることを願っています。

園行事も、例年通りに実施できてはませんが、安全、健康を第一に考え、規模を縮小または時間を短縮してできる範囲で実施できればと思っています。特に年長児には、保育園生活最後となるこの一年、楽しい思い出を残してあげたいです。一人一人の子どもを大切に、保護者からも信頼され、地域からも愛される保育園を目指しています。明日も笑顔で登園する子どもたちを待っています。

